

(別添1)

「令和6年能登半島地震災害義援金（石川県）」 取扱要領

1 義援金の受付け

(1) 共同募金会の直接受付け

寄付者が共同募金会に直接寄託する場合は、次の窓口で受け付けます。

ア 宮崎県共同募金会事務局

宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 人材研修館3F

TEL0985(22)3878 FAX0985(22)3879

イ 市町村共同募金委員会事務局

留意事項

- (ア) 義援金を寄託された時は、所定の振込票により宮崎県共同募金会に送金してください(振込票の備考欄に「令和6年能登半島地震災害義援金（石川県）」と明記をお願いします)。
- (イ) 義援金の送金の際には、別添2の災害義援金寄付者名簿に寄付者の氏名・金額などを記入の上、宮崎県共同募金会に報告してください。
- (ウ) 寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税・法人税)を希望される場合は、受付者名簿の該当欄に○印を記入してください。
- (エ) 直接寄託した寄付者には、領収書発行には数か月の時間を要します。石川県共同募金会の指定口座へ振り込んだ場合は、金融機関で受け取る振込票等の控えが受領証の代わりとなり、「免税証明書」として寄附金控除申請の際に御利用いただけます。つきましては、できるだけ石川県共同募金会の指定口座へ直接振り込んでいただくよう、寄付者へ御案内ください。

(2) 義援金の直送

寄付者が直送したい場合は、石川県共同募金会において下記のとおり口座が開設されていますので紹介します。

【 石川県共同募金会 】

受付期間	令和6年1月4日(木)～令和7年12月26日(金)まで		
ゆうちょ 銀行	口座番号	00170-5-421764	*振込手数料 無 料
	口座名義	石川県共募 令和6年能登半島災害義援金	
銀行振込	銀行名	北國銀行 県庁支店	*各本支店間の窓口、ATM等からの振込手数料無料
	口座番号	(普) 28600	
	口座名義	社会福祉法人 石川県共同募金会 令和6年能登半島地震災害義援金	

2 本会に寄託された義援金の取り扱い

共同募金委員会より寄託された義援金は、宮崎県共同募金会より石川県共同募金会に送金します。

3 義援金の配分

石川県共同募金会に寄せられた義援金は、石川県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、各市町を経由して被災された世帯に配布されます。

4 義援税制上の取り扱い

この義援金は所得税法上第78条第2項第1号および法人税法上第37条第3項第1号に規定する「国または地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。ただし、税の軽減を受けるためには、義援金の領収書または義援金の振込票の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

5 その他

今回は義援金のみとし、救援物資・物品等の受け付けは行いません。